

は～もにいい

Harmony

「は～もにいい」には、「調和」や「和音」という意味があります。男女がお互いに尊重し、支え合い、仕事と家庭のよりよいバランスを考えて行くことによって、より心地よくもつと心に響くハーモニーを奏でられたら…そんな願いを込めて本紙に名付けました。



TOPIC

◆家族のあり方について考えよう

- ①さまざまな婚姻制度、家族認定のあり方
- ②南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

～家族のあり方について考えよう～

女性の社会進出や価値観の多様化により、わたしたちの仕事や子育ての仕方を選択肢が拡がりつつあります。一方、それら社会構造の変化に伴って“家族のあり方”について考えることも必要になっています。昨今では夫婦別姓や、LGBTQにも配慮した婚姻制度・戸籍制度も課題となっており、男女共同参画社会に向けた新しい形態の生き方や暮らし方を模索すべき時代となりました。

今回は、こうした社会情勢を鑑みて、婚姻や家族構成に関わるさまざまな制度の例を取り上げます。

① さまざまな婚姻制度、家族認定のあり方

◆ 世界の婚姻や家族構成に関する制度

世界には、その国の文化に基づいたさまざまな制度があります。ここでは、世界の家族認定にかかわる制度を4つ紹介します。

● 一夫多妻制度

一人の男性が同時に二人以上の妻を持つことができるという制度です。

一夫多妻制は世界的にかなり多くの国にある制度で、とくにイスラム文化のある社会や、アフリカに多くみられます。

● 三人婚

三人婚とは、2人の同性と1人の異性による婚姻関係を指します。一夫多妻制と似ていますが、人数を3人と限定されます。

ブラジルで2012年8月に三人婚の届出が初めて受理されました。

● PACS 制度(民事連帯契約)

PACS制度は、1999年11月にフランスで始まりました。

共同生活をする二人のための法的な契約で、性別に関わりなく、成人していれば申請できます。

【特徴】

- ・結婚と比べて、簡単な手続きで契約が成立する。
- ・一方の申請ですぐに契約を解消できる。

● サムボ法

「サムボ」とは、日本語で「同棲」という意味です。

サムボ法は、スウェーデンで、1988年から始まりました。結婚していない同棲者に対して、夫婦同様の権利や保護を与える法律です。

【特徴】

- ・別れるとき、住居や家財を平等に分ける。
- ・子どもの養育費を払う義務がある。

◆日本の婚姻制度

日本の婚姻は、世帯を中心とした法的・社会的制度で、戸籍に記録されます。婚姻届を提出することで婚姻が認められており、法律上の手続をする必要があります。

結婚に必要な要件

- ・当事者の2人に結婚の意思がある
- ・18歳以上である
- ・重婚ではない
- ・近親者同士ではない
- ・戸籍法に基づく届出をしている(婚姻届)

これらの要件をすべて満たすことで、婚姻が成立します。

ひとつでも満たしていないと婚姻はできません。

◆パートナーシップ制度

パートナーシップ制度とは、同性婚が認められていない日本で、LGBTQ(※)のカップルなどが、自治体にパートナー関係の宣誓をすることができる制度です。

日本では、2015年11月に東京都渋谷区と世田谷区で、パートナーシップ制度が始まりました。現在、パートナーシップ制度を導入する自治体は増えていて、自治体によっては、同性カップルに限らず、事実婚パートナーなどの異性カップルも対象としている自治体もあります。

パートナーシップを宣誓すると次のことができるようになります。

【例えば】

- ・公営住宅に家族として入居申込ができる。
- ・病状の説明を聞くことができる。

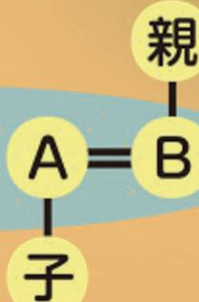
等々

◆ファミリーシップ制度

ファミリーシップ制度は、「パートナーシップ関係」を宣誓した方々の子供や親などの近親者も含めた関係を「家族」とすると行政に登録することができる制度です。

日本では、2021年1月に兵庫県明石市で初めて導入されました。

パートナーシップ関係



ファミリーシップ関係

※LGBTQとは？

レズビアン(Lesbian)	女性の同性愛者
ゲイ(Gay)	男性の同性愛者
バイセクシャル(Bisexual)	両性愛者
トランスジェンダー(Transgender)	こころの性と体の性との不一致
クエスチョニング(Questioning)	性的指向や性自認がはっきりしていない・定まっていない

これら各単語の頭文字を組み合わせた性的少数者を表す言葉のひとつです。

② 南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

南相馬市では、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の理念に基づき、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指して、パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある方々の自分らしい生き方により添います。

令和6年5月から開始した本制度は、同性パートナーに限定しない制度であり、性別等にかかわらず、LGBTQ等パートナーの二人や事実婚の二人も利用できます。

またパートナーシップにある二人に、子や親がいる場合、ファミリーシップの宣誓をすることができます。

宣誓することができる方

【パートナーシップ宣誓制度】

- ・双方が成年に達していること
- ・いずれか一方が、市内に住所を有している又は本市への転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと
- ・他の方とパートナーシップの関係にないこと
- ・民法で定められている近親者でないこと

【ファミリーシップ宣誓制度】

- ・パートナーシップ宣誓制度の要件を満たす宣誓者の子及び親で、同意が得られていること
- ・未成年の子は、少なくとも一方のパートナーと生計が同じであること

※手続きの流れについては、南相馬市公式ホームページまたはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度利用の手引きをご覧ください。

HP:<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/13/1310/13101/madoguchisoudan/25699.html>



パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する問い合わせ先

南相馬市役所 市民生活部市民課 窓口サービス係（総合相談担当）

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

TEL:0244-24-5297 FAX:0244-24-5347

市民の皆様へ

本制度は、法律上の婚姻のような法的な権利や義務が生じるものではありませんが、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

この情報紙は、南相馬市男女共同参画計画推進委員会 広報・情報紙部会の委員が企画・編集しました。「は～もにい」へのご意見・ご感想などをお寄せください。

また、地域で頑張っている方、男女共同参画を推進している職場の情報などをお寄せください。



南相馬市男女共同参画HP

発行：2025年9月

編集：南相馬市教育委員会事務局生涯学習課

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

TEL:0244-24-5249

FAX:0244-23-3013

E-mail: shogaigakushu@city.minamisoma.lg.jp